第 1768 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 3月 22日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 退職金から控除される税金

Q：私は、もうすぐ定年退職になり退職金を受け取ることになります。退職金にも税金がかかるのでしょうか。

A：退職金にも所得税と住民税がかかります。

【解説】

退職金は、税法上「退職所得」と呼び、他の所得とは分離して税金がかけられます。退職金は、永年にわたって勤務したことに対する報酬として一時に支給されるもので、また、退職者の老後の問題等も考慮して、退職金の課税には特別な配慮がなされています。

退職所得の金額は、退職金の総額から退職所得控除額を控除し、その残額の２分の１が課税対象になります。

この場合の退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のようになっています。

(1) 勤続年数が20年以下のとき
40万円×勤続年数
(80万円以下の場合には80万円)

(2) 勤続年数が20年を超えるとき
800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

退職所得控除を受けるには、「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。退職金を受け取る際にこの申告書を提出した場合には、源泉徴収によって納税が完了しますので、確定申告は不要ですが、申告書の提出がない場合には、退職金の総額に一律20%をかけた額が所得税として源泉徴収されますので、確定申告で税額の精算を行うことになります。